

スウェーデンにおける新しい協同組合

報告：川口清史（立命館大学）

1980年代からスウェーデンにおいて「新しい協同組合」が急速に広がり、とりわけ90年代に入つて加速、95年には約1500組織に達するとみられている。既存の体制化された協同組合とは無縁なところから生まれ、大半は福祉・社会サービス関連である。新しい協同組合の実態を具体的なケースを通じて捉え、福祉国家における意味、協同組合運動の展望における意義を考える。

新しい協同組合の具体例

1) 保育協同組合

新しい協同組合の最も多数を占めるのが保育協同組合。タイプは、親を組合員とする利用者（消費者）協同組合と保育者を組合員とする職員（労働者）協同組合がある。出生率の上昇と労働市場の逼迫という予想以上の需要増加で前者が多数を占める。

利用者協同組合の保育所の規模は小さいが父母の保育への積極的参加がある。財政は総経費の80%が自治体の助成金、20%が親の私費負担。

職員協同組合は、保育者自らの幼児教育理念や保育方針の実現への思いが設立契機である。社民党政権下では、生協として認めたものの労働者協同組合については警戒的である。

2) 高齢者協同組合

老人ホーム運営、ケア付き住宅運営などを内容とし、形態も職員協同組合、利用者協同組合、その他混合と多様で、95年に13組合を数える。

「レーヴィック高齢者協同組合」は1990年に設立。ノルウェー国境に接するヤムトランド県の過疎地にあり、高齢者の要求と同時に、施設収容はコミュニティの崩壊につながり地域社会維持のためにも在宅・地域での介護は必要な方策であつ

た。協同組合形態は利用者と雇用者の両方を組合員とする混合型。組合員以外に150人に及ぶボランティアが組織されている。

3) 医療協同組合

全て職員協同組合で現在21ある。スウェーデンでは分権化の推進と高齢者政策の統合から、巡回訪問看護は市町村段階の業務に移行。ヤムトランド県の公立のオッフェンダール医療センターでは協同組合を設立し、県から医療業務・自治体から巡回看護業務を受託。現在スウェーデン全体の医療費削減の煽りから委託料削減で赤字決算となっている。

4) 自立生活のための障害者協同組合

障害者が自立して生活するための援助サービスを公的に行う「自立生活（Independent Living）」の考え方で、障害者自身の協同組合運営による「援助サービス利用者協同組合」として発展展開。1990年スタート、現在4都市5組合がある。

「自立生活」とは、単なるサービス協同組合ではなく、明快な主張を持つ障害者の運動体で、1. 脱医療化…市民となるための機会の平等や手段の獲得を目的とする、2. 脱制度化…組合員自らが援助者を捜し、訓練し、スケジュールを組み、援助者のモチベーションを高める責任を持つ、3. 脱専門化…ワーカーとクライアントとの効率的専門的関係を抑制する、と主張している。

5) リハビリテーション・社会復帰の協同組合

精神病患者や麻薬中毒患者のリハビリと社会復帰を目的とした協同組合が約50ある。

リハビリテーション協同組合は平均約10名のインストラクターと患者の小さな組織で、組合員に作業所と交流の場を提供。組合員の賃金は少なく、インストラクターの賃金は単発の助成金で賄

われている。ストックホルム郊外の労働者協同組合「グレーデン」も1990年設立、組合員25人は患者のみで構成、2人のインストラクターを雇用している。協同組合の運営に関して患者のみで話し合い決定されるが、自分で考え責任を負うという協同組合の実践がリハビリテーションとして重要である。

6) 地域開発協同組合

コミュニティの維持開発に携わる新しい分野の協同組合で、活動内容・組織形態も多様な展開を示す。ヤムトランドでは132の各種新しい協同組合が活動、県や自治体は地域住民の自発的参加を積極的に支援。協同組合形態を主とした住民参加型開発は「ヤムトランド・モデル」と呼ばれヨーロッパでも注目を集めている。

コミュニティ協同組合「サンウエスト開発協同組合」は1994年設立。現在50人。事業は高齢者介護（ケア付き住宅の建設と運営）を中心に、成人教育（コンピューター入門コース）、仕事おこし（木工所）など多岐にわたる。

過疎地のツーリズム協同組合「ブレーク・ツーリズム＆コンファランス」は、ホテルオーナー、タクシー経営者、商店主、地域住民など43人が観光開発を行っている。

7) 協同組合開発機関（CDA）

協同組合支援組織が全国で23カ所。主な機能は、協同組合設立支援、情報提供（法的制度・助成金など）、教育活動（マネジメント・経理会計）、政府などへのロビー活動。財政基盤は、政府からの助成をベースにプロジェクトごとの助成も受けている。「イヨーテボリ・コンサルタンツ」は、EC23総局（社会的経済担当）からも助成を受けた教育プログラムを行っている。

ヨーロッパレベルで協同組合支援機構（CSOs）のネットワーク化が進んでいる。ストックホルムの協同組合理念センター（KIC）の場合、自治体・中央政府からの経常的な助成とコミュニティレベルでの協同組合設立プロジェクトに契約ベースでの助成を受けている。会員は研究者などの個人、政党などの団体。

8) その他の協同組合

学校協同組合…イヨーテボリ地域だけで21、小規模の小・中学校で、形態は利用者協同組合。設立目的は、統廃合に反対、シャタイナー理論など特定の教育論の実践を目指す、少数民族の文化や宗教教育を目指すなど。

その他に、仕事おこし協同組合、エコロジー関連の協同組合、文化、スポーツなど多様な協同組合が柔軟に組織されている。

福祉国家における意味

○ 福祉国家スウェーデンでなぜこのように多様な協同組合が組織され始めたのか。

第1は、公共サービスの不足および超過需要に対するタイプ（保育利用者協同組合）。第2は、異質ないし多様なサービス需要への対応で、新しい協同組合がカバーする領域は、人間の根源的欲求に対応したものである。第3は、失業者の仕事おこし、過疎地の村おこしといった草の根からの起業である。

第1と第3のタイプは、福祉国家の機能不全から生まれたものであるのに対し、第2のタイプは主体の側の変化から生まれてきたものといえる。とはいえ、これらの協同組合は財政的に政府に依存し、福祉国家の厚いシステムに支えられて存在し発展した。

新しい協同組合は福祉国家を否定して出てきたものではなくて、パブリック・プライベート・パートナーシップの新しいタイプを見る。

協同組合における意味

ストックホルム大学のヨハナン・ストルイянは、従来との比較で、「制度化の程度の低さ」「事業活動への組合員の直接参加」ととらえる。協同組合と組合員との関係は「取引」から「参加」へと、コミュニティの支援や組合員のネットワークが貧弱な資本や低い運営コストを補っている。

同大学のヴィクター・ペストフは、様々なタイプの組合員から構成されるミックス型協同組合を「マルチ・ステークホルダー協同組合」と呼び、

今後の協同組合の発展方向であると提起。消費者は社会サービスの受け手としてだけではなく、共同生産者としての市民へという方向の具体的形態であるという。

しかし、「共同生産者」は専門家としての生産者と素人としての消費者の間に「情報の非対称」が存在し、そのギャップをいかに埋めつつ信頼関係を維持するかが課題。

発展の展望

スウェーデンの新しい協同組合が今後大きく発展するかどうか、現時点での活動は活発であるが、経済基盤の脆弱性や限られた人材という点から研究者は慎重である。

多くの協同組合が財政的に政府に依拠しているから、将来は相当程度政府の政策に関わってくる。生協の活動は近年停滞傾向にあるが、20世紀の協同組合運動を引っ張った消費財購買生協に替わって、福祉分野の新しい協同組合が、80年代以降世界的に注目されるようになった労働者協同組合とならんで、21世紀の協同組合運動を牽引する役割を果たしていく芽をみることができる。

コメント 中川雄一郎（明治大学）

新しい協同組合は、福祉国家を否定して出てきたのではなく、新しいタイプの協同組合と定義されているのが印象的であった。イギリスのコミュニティ協同組合と似ている。

イギリスでは、90年代におけるCDA（協同組合開発機関）の機能は、起業開発（仕事おこし）として、従来の範囲から出て、職業訓練、コンサルタントにまで広がっている。さらにCDAを組織した形でCSO（Cooperative Support Organization）も活躍している。

イギリスでは労働者協同組合について労働党は親しさをもっているし、イタリアでもそうだが、スウェーデンではなぜ社民党は慎重なのか。

コメント 鈴木 勉（広島女子大学）

スウェーデンにおいて新しい協同組合運動が発展してきた理由として、福祉国家の機能不全への対応であるとともに、自立や発達というような人の根源的な欲求に根ざしていると評価されている点が印象的であった。また、それゆえ新しい協同組合の多くが「マルチ・ステークホルダー協同組合」（ペストフ）である点も、イタリアの社会連帯協同組合などとの共通性を確認させられ、有益であった。

わが国の社会福祉運動の戦後展開を概観する時、結核回復者のコロニー（生産と生活の集落）づくりの運動や共同保育所運動、障害者の共同作業所運動など、福祉の事業運動と総称される系譜が認められる。わが国の場合、協同組合法が不備のため、これらの事業体は社会福祉法人などの法人格を取得するか、任意の無認可施設となっていが、「共同」という名称を冠していることからもうかがえるように、それらの多くは協同組合的な運営原理を指向していると見てもさしつかえないと思われる。共同作業所運動を例にとると、障害者の自立・発達という福祉目的の実現のために、認可・無認可施設を問わず、法人理事会ないし運営組織は、障害者（家族）、職員、専門家、地域住民によって構成されており、マルチ・ステークホルダー協同組合と類似の組織運営を行っているといえよう。

福祉政策において「公私」関係のあり方が問われているが、「私」のなかでも営利企業ではなく、非営利で複合的な協同組合が福祉サービスを供給し、「公」は財政責任を果たすという、いわば「公設協営」方式がスウェーデンやイタリアに出現しているのであり、日本においても共同作業所運動の発展にみられるように、その点では共通の土俵で「福祉国家の危機」を開拓する方途を議論し得る状況が生まれていると思われる。

（まとめ及び文責：編集部）